

# 重点支援地方交付金

中島好人議員

資料1

追加額1.6兆円(I及びIIの合計)

## I. 低所得世帯支援枠(1.1兆円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は7万円(今夏以来の3万円の支援と合計で10万円)。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×7万円及び事務費分を市町村に交付。

## II. 推奨事業メニュー(0.5兆円)

### 生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援  
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援  
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Iによる支援を行う。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援  
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援  
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援  
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援  
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

### 事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援  
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援  
配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援  
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援  
地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

内閣府HPより抜粋

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 6兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 1. 1兆円、②推奨事業メニュー 0. 5兆円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。  
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

| 推奨事業メニュー                     |                                    |
|------------------------------|------------------------------------|
| (生活者支援)                      | (事業者支援)                            |
| ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 | ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 |
| ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | ⑥農林水産業における物価高騰対策支援                 |
| ③消費下支え等を通じた生活者支援             | ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援            |
| ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援      | ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援            |

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり7万円を基礎として算定(市町村)  
② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

内閣府HPより抜粋

(注) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、重点支援地方交付金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とするが、既存の交付金と一体として実施される連続性のある制度とする。

【調査結果のポイント】

文科省HP

1 学習費全体の状況

令和3年度子供の学習費調査結果

(表1)

■ 保護者が支出した1年間・子供一人当たりの学習費総額(保護者が子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費の総額)は、以下のとおり。

表1 学校種別の学習費総額

| 区分       | 幼稚園     |         | 小学校     |           | 中学校     |           | 高等学校(全日制) |           |
|----------|---------|---------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|
|          | 公立      | 私立      | 公立      | 私立        | 公立      | 私立        | 公立        | 私立        |
| 学習費総額    | 165,126 | 308,909 | 352,566 | 1,666,949 | 538,799 | 1,436,353 | 512,971   | 1,054,444 |
| 公私比率     | 1       | 1.9     | 1       | 4.7       | 1       | 2.7       | 1         | 2.1       |
| うち学校教育費  | 61,156  | 134,835 | 65,974  | 961,013   | 132,349 | 1,061,350 | 309,261   | 750,362   |
| 構成比(%)   | 37.0    | 43.6    | 18.7    | 57.7      | 24.6    | 73.9      | 60.3      | 71.2      |
| 公私比率     | 1       | 2.2     | 1       | 14.6      | 1       | 8.0       | 1         | 2.4       |
| うち学校給食費  | 13,415  | 29,917  | 39,010  | 45,139    | 37,670  | 7,227     | ...       | ...       |
| 構成比(%)   | 8.1     | 9.7     | 11.1    | 2.7       | 7.0     | 0.5       | ...       | ...       |
| 公私比率     | 1       | 2.2     | 1       | 1.2       | 1       | 0.2       | ...       | ...       |
| うち学校外活動費 | 90,555  | 144,157 | 247,582 | 660,797   | 368,780 | 367,776   | 203,710   | 304,082   |
| 構成比(%)   | 54.8    | 46.7    | 70.2    | 39.6      | 68.4    | 25.6      | 39.7      | 28.8      |
| 公私比率     | 1       | 1.6     | 1       | 2.7       | 1       | 1.0       | 1         | 1.5       |

(参考)公立・私立学校総数に占める私立学校の割合、及び公立・私立学校に通う全幼児・児童・生徒数全体に占める私立学校に通う者の割合(令和3年度)  
 幼稚園(学校数:66.9% 園児数:87.2%) 小学校(学校数:1.3% 児童数:1.3%)  
 中学校(学校数:7.8% 生徒数:7.7%) 高等学校(部) (学校数:28.2% 生徒数:34.4%)  
 ※高等学校(全日制)の生徒は、本科生に占める私立の割合である。  
 (資料)文部科学省「令和3年度学校基本統計(学校基本調査報告書)」

【調査結果のポイント】

1 学習費全体の状況

平成30年度子供の学習費調査結果

(表1)

■ 保護者が支出した1年間・子供一人当たりの学習費総額(保護者が子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費の総額)は、以下のとおり。

表1 学校種別の学習費総額

| 区分       | 幼稚園     |         | 小学校     |           | 中学校     |           | 高等学校(全日制) |         |
|----------|---------|---------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|
|          | 公立      | 私立      | 公立      | 私立        | 公立      | 私立        | 公立        | 私立      |
| 学習費総額    | 223,647 | 527,916 | 321,281 | 1,598,691 | 488,397 | 1,406,433 | 457,380   | 969,911 |
| 公私比率     | 1       | 2.4     | 1       | 5.0       | 1       | 2.9       | 1         | 2.1     |
| うち学校教育費  | 120,738 | 331,378 | 63,102  | 904,164   | 138,961 | 1,071,438 | 280,487   | 719,051 |
| 構成比(%)   | 54.0    | 62.8    | 19.6    | 56.6      | 28.5    | 76.2      | 61.3      | 74.1    |
| 公私比率     | 1       | 2.7     | 1       | 14.3      | 1       | 7.7       | 1         | 2.6     |
| うち学校給食費  | 19,014  | 30,880  | 43,728  | 47,638    | 42,945  | 3,731     | ...       | ...     |
| 構成比(%)   | 8.5     | 5.8     | 13.6    | 3.0       | 8.8     | 0.3       | ...       | ...     |
| 公私比率     | 1       | 1.6     | 1       | 1.1       | 1       | 0.1       | ...       | ...     |
| うち学校外活動費 | 83,895  | 165,658 | 214,451 | 646,889   | 306,491 | 331,264   | 176,893   | 250,860 |
| 構成比(%)   | 37.5    | 31.4    | 66.7    | 40.5      | 62.8    | 23.6      | 38.7      | 25.9    |
| 公私比率     | 1       | 2.0     | 1       | 3.0       | 1       | 1.1       | 1         | 1.4     |

(参考)公立・私立学校総数に占める私立学校の割合、及び公立・私立学校に通う全幼児・児童・生徒数全体に占める私立学校に通う者の割合(平成30年度)  
 幼稚園(学校数:64.2% 園児数:84.5%) 小学校(学校数:1.2% 児童数:1.2%)  
 中学校(学校数:7.6% 生徒数:7.4%) 高等学校(部) (学校数:30.5% 生徒数:33.0%)  
 ※高等学校(全日制)の生徒は、本科生に占める私立の割合である。  
 (資料)文部科学省「平成30年度学校基本統計(学校基本調査報告書)」

文科省HPより抜粋

公営住宅管理標準条例改正内容（連帯保証人関係）

| 改正前   | 改正後 (H30. 3. 30 改正)  | (参考) 本県の条例  |
|---|--|---|
| <p>(住宅入居の手続)<br/>第10条 県(市)営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事(市長)が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 <u>知事(市長)は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p>  | <p>(住宅入居の手続)<br/>第10条 県(市)営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、第18条の規定により敷金を納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>【削除】</u></p> <p>(略)</p> <p>3 <u>【削除】</u></p> <p><b>【削除の意図】</b><br/>今般の民法改正による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加等を踏まえ、今後、公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されるところ、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることのないよう、保証人に関する規定を削除するもの。</p> <p><b>【説明】</b><br/>また、入居時において、緊急時に連絡が取れるよう勤務先、親戚や知人の住所等緊急時の連絡先を提出させることが望ましいと考えられるが、緊急時の連絡先が確保できない場合にも入居の支障とならないよう、地域の実情等を総合的に勘案した適切な対応が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきと考えられる。このため、本条例から保証人に関する規定を削除した。各事業主体においては、地域の実情等を総合的に勘案して住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、適切に対応していくことが必要である。</u></p> <p>仮に保証人の確保を求める場合であっても、住宅に困窮する低額所得者が公営住宅へ入居できないといった事態が生じないよう、入居を希望する者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行う、保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載するなど、特段の配慮を行っていくことが必要である。また、公営住宅への入居に際して、家賃債務保証業者登録規程に基づく家賃債務保証業者等の機関保証を活用するなどにより、保証人の確保が難しい方の入居を円滑化していくことも必要である。</p> | <p>(入居の手続)<br/>第18条 許可書の交付を受けた者は、知事の指定する期限までに次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 連帯保証人と連署した請書(連帯保証人と連署できない特別の事情のある規則で定める者にあつては、請書)を提出すること。</p> <p>(連帯保証人の資格等)<br/>第19条 前条第1項第3号に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 独立の生計を営んでいること。</p> <p>(2) 許可書の交付を受けた者と同程度以上の収入(規則で定める額以上の者に限る。)があること。</p> |
| <p><b>【説明】</b><br/>請書には、保証人の連署を必要とすると規定したが、<u>保証人をつけることを要件としなくても差支えないし、逆にこれを連帯保証人とすることも差支えない。</u></p> <p>第3項では、保証人を免除する場合について規定した。<u>保証人になってくれる人がいない場合でも、本人に家賃の支払いその他賃貸借契約に基づく債務の履行について誠意と能力があると認められるときは、保証人は必ずしも要しないからである。</u></p> <p>また、公営住宅が住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図ることをその役割としていることに鑑みると、<u>入居者の努力にかかわらず、保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行うべきである。</u></p> |  |   |